

広島県教育委員会教育長告示第七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定による技能教育のた  
めの施設における連携科目等を次のように指定し、及び指定を解除した。

平成二十年三月二十八日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 菊野学園フアッション教育専門学校

2 所在地 広島市佐伯区八幡一丁目一四―三

二 連携科目等の追加指定

追加して指定する連携科目 服飾手芸	追加して指定する連携科目 服飾手芸
----------------------	----------------------

三 連携科目等の指定の解除

指定を解除する連携科目 被服	指定を解除する連携科目に対応する高等学校の科目 被服
-------------------	-------------------------------